

「新都農食肉衛生検査所の移設業務委託」 仕様書

1 業務の目的

この仕様書は、作業の概要を示すものであり、現場の状況に応じ軽微な部分はこの仕様書に記載していない事項であっても、委託者である宮崎県（以下「甲」という。）が、建物の管理上必要と認めて受託者（以下「乙」という。）に要求した場合には、乙は委託料の範囲内でこれを実施するものとする。

2 運搬対象物品

別紙 A「移設する備品・機器等リスト」のとおり

3 運搬区間

別紙 B「現庁舎、新庁舎位置関係図」のとおり

住所 現都農食肉衛生検査所：児湯郡都農町川北 1 5 5 3 0

新都農食肉衛生検査所：児湯郡都農町川北 1 5 5 3 0（ミヤチク都農工場敷地内）

4 作業内容

事務用機器、検査機器、段ボール（文書書類を詰めた物）を移設する。

事務用機器、検査機器においては、新都農食肉衛生検査所において使用可能となるよう設置・据付をすること。

また、別紙 A「移設する備品・機器等リスト」において、ランク A に設定した物については、各メーカー及びメーカーに準ずる技術者による移設前後作業は必要な機器とし、移設前後の点検及び必要に応じて解体・組立、性能試験表（任意様式）作成等を行ってください。また、必要に応じて、メーカーおよびメーカーの指定する業者で運搬作業を実施してください。

5 作業日

令和 8 年 12 月下旬実施予定

（令和 8 年 10 月末までに完成予定であることから、新都農食肉衛生検査所の完成から令和 9 年 1 月 30 日までの間で、県が指定する日に実施すること。）

6 作業体制

作業の監督指導のために主任者を置くこと。

7 作業員の服装

作業員の服装は、乙が定めている制服を着用し、着衣は清潔に保つこと。

8 留意事項

作業にあたっては、迅速に行い、作業の安全確保に留意するとともに、次の点に留意すること。

（１）作業の安全確保に努めること。

（２）作業車等の発生音や作業上の騒音は最小限度にとどめること。

- (3) 建物等を変質損傷させないこと。
- (4) 火気等の取扱いに注意すること。
- (5) その他の詳細事項については、甲の指示を受けること。